

香川県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年1月25日

香川県公安委員会委員長 田 岡 敬 造

香川県公安委員会規則第1号

香川県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規則の一部を改正する規則

香川県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規則（平成12年香川県公安委員会規則第34号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後					改正前				
別表（第2条関係）					別表（第2条関係）				
法令等	条項号	内 容	公安委 員会	警察本 部長	法令等	条項号	内 容	公安委 員会	警察本 部長
1～52 略					1～52 略				
53 自動車から 排出される窒 素酸化物及び 粒子状物質の 特定地域にお ける総量の削 減等に関する 特別措置法（ 平成4年法律 第70号）	第10条 第1項	略			53 自動車から 排出される窒 素酸化物の特 定地域におけ る総量の削減 等に関する特 別措置法（平 成4年法律第 70号）	第8条 第2項	略		
	第15条 第2項	<u>窒素酸化物重点対策地区の 指定に係る協議</u>		○					
	第15条 第4項	<u>窒素酸化物重点対策地区の 指定の解除及びその区域の 変更に係る協議（第15条第 2項の準用）</u>		○					
	第17条 第2項	<u>粒子状物質重点対策地区の 指定及び指定の解除並びに その区域の変更に係る協議 （第15条第2項の準用）</u>		○					
	第24条 第2項	<u>特定建物の新設に関する届 出をした者等に対する意見 等に係る事前協議</u>		○					
第25条 第3項	<u>勧告に係る事前協議</u>		○						
54～68の5 略					54～68の5 略				
68の6 地域公 共交通の活性	第5条	<u>地域公共交通総合連携計画 の作成に係る協議</u>		○					
	第6項								

化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）	第5条第7項	作成された地域公共交通総合連携計画の受理	○
	第5条第9項	地域公共交通総合連携計画の変更に係る協議（第5条第6項の準用）	○
	第5条第9項	変更された地域公共交通総合連携計画の受理（第5条第7項の準用）	○
	第8条第3項	軌道運送高度化実施計画に係る意見の聴取に対する回答	○
	第8条第5項	定められた軌道運送高度化実施計画の受理	○
	第8条第6項	軌道運送高度化実施計画の変更に係る意見の聴取に対する回答（第8条第3項の準用）	○
	第8条第6項	変更された軌道運送高度化実施計画の受理（第8条第5項の準用）	○
	第13条第3項	道路運送高度化実施計画に係る意見の聴取に対する回答	○
	第13条第5項	定められた道路運送高度化実施計画の受理	○
	第13条第6項	道路運送高度化実施計画の変更に係る意見の聴取に対する回答（第13条第3項の準用）	○
	第13条第6項	変更された道路運送高度化実施計画の受理（第13条第5項の準用）	○
第14条第4項	道路運送高度化実施計画の認定に係る意見の聴取に対	○	

		する回答		
	第14条 第7項	道路運送高度化実施計画の 変更の認定に係る意見の聴 取に対する回答（第14条第 4項の準用）		○
	第21条 第3項	乗継円滑化実施計画に係る 意見の聴取に対する回答		○
	第21条 第4項	定められた乗継円滑化実施 計画の受理		○
	第21条 第5項	乗継円滑化実施計画の変更 に係る意見の聴取に対する 回答（第21条第3項の準用）		○
	第21条 第5項	変更された乗継円滑化実施 計画の受理（第21条第4項 の準用）		○
	第22条 第4項	乗継円滑化実施計画の認定 に係る意見の聴取に対する 回答		○
	第22条 第7項	乗継円滑化実施計画の変更 の認定に係る意見の聴取に 対する回答（第22条第4項 の準用）		○
	第30条 第5項	新地域旅客運送事業計画の 認定に係る意見の聴取に対 する回答		○
	第30条 第7項	新地域旅客運送事業計画の 変更の認定に係る意見の聴 取に対する回答（第30条第 5項の準用）		○
(1) 地域 公共交通 の活性化 及び再生 に関する	第1条	道路運送高度化実施計画、 乗継円滑化実施計画又は新 地域旅客運送事業計画の認 定に係る意見を求める旨の 書面等の受理		○

	法律に基づく道路	第4条	認定に関する処分内容の通知の受理	○	
	運送高度化実施計画、乗継円滑化実施計画及び新地域	第5条	道路運送高度化実施計画、乗継円滑化実施計画又は新地域旅客運送事業計画の変更の認定に係る意見を求める旨の書面等の受理（第1条の準用）	○	
	旅客運送事業計画の認定に係る都道府県公安委員会の意見の聴取に関する命令（平成19年内閣府令・国土交通省令第2号）	第5条	変更の認定に関する処分内容の通知の受理（第4条の準用）	○	
69～99 略					69～99 略
備考 略					備考 略

附 則
この規則は、公布の日から施行する。